

# 10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

園保育幼稚園課 ☎・☎(582)1129 ☎(582)1138

少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。

無償化の対象になる人

☎3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児

無償化の対象になるもの(保育料・利用料)

	保育の必要性の認定(※1)	
	あり	なし
保育園、こども園(長時部)、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育室	無償化	—
幼稚園、こども園(短時部)	無償化(2.57万円/月まで)	
企業主導型保育事業所	無償化(標準的な利用料まで)	—
預かり保育〔幼稚園・こども園(短時部)〕	無償化(1.13万円/月まで)	対象外
認可外保育施設(病児保育、ファミリーサポートセンター、一時預かりを含む)	無償化(※2) 0～2歳児：4.2万円/月まで 3～5歳児：3.7万円/月まで	
障害児通園施設	無償化	

※1 保育の必要性の認定は、保護者が就労している場合や、妊娠・出産、<sup>しっぺい</sup>疾病、介護などの理由により児童を保育するのが困難であることを認めるものです。特に、認可外保育施設のみを利用する場合や、幼稚園に通う人が預かり保育や認可外保育施設を利用する場合で利用料を無償にするには、事前に保育の必要性の認定を受ける必要があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※2 幼稚園に通う人で認可外保育施設が無償化の対象となるのは、園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育と教育時間の合計が8時間/日未満か、預かり保育の実施日が200日/年未満の場合です(上限額は預かり保育と認可外保育施設を合わせて1.13万円/月までです)。

無償化の対象とならない費用

☎給食費(主食費・副食費)、通園送迎費、行事費、教材費、諸費、延長保育料

## 3～5歳児の給食費が変わります

給食費(主食費および副食費)は、保護者が負担する制度となっています。保育園およびこども園(長時部)に通っている園児の給食費のうち副食費について、これまでは保育料に含めていましたが、無償化後はこども園(短時部)と同じように副食費として負担いただきます。

なお、10月以降、生活保護世帯、ひとり親世帯、第3子以降、年収360万円未満相当世帯などに該当する人は副食費が免除されます。

